



伝統文化を未来へ繋ぐ



喜多能楽堂

改修寄附趣意書



公益財団法人 十四世六平太記念財団

ご挨拶

各位におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて能楽シテ方喜多流の本拠地である喜多能楽堂がまもなく築50年を迎えます。老朽化が進む中、能楽堂を運営する公益財団法人十四世六平太記念財団ではここ数年に亘って改修、改築、譲渡、移転等の道を探りながらも財団の財政がコロナ禍によりさらに逼迫を加えたことから、現実的な選択として土地を売却し能楽堂を解体、能舞台は地上5階建てのマンションの地下に規模を縮小して納まるというプランが検討されました。

老朽化は全国の能楽堂が等しく抱える課題ですが、能楽堂本来の形状をもつ独立した建物である喜多能楽堂の存在は今後ますます価値を高めていくことと思われまふ。また能舞台のみならず故榛沢敏郎氏による建築物としての評価も高く、能楽堂の位置する地元品川区教育委員会は文化庁に対し有形文化財に登録申請する意向であるとも聞いています。

この価値ある能楽堂を解体することへの反対の声は数多く寄せられたうえ、改築にむけた調査にあたった建築士からも現状を温存すべきと強く意見されたこともあり、いったん具体化した改築計画を白紙とし、このたび創建以来となる大規模改修計画をまとめ喜多能楽堂を存続させる方向となりました。

懸案であった耐震補強や防水等の安全対策を施すとともに外観内装を美化、新たな機能も追加して「安全で快適な開かれた劇場」の実現に向けて来年度から1年間に亘って工事を実施します。

一方で総工費4億円のプロジェクトとなるため、創建時にお力添えいただいた日本財団様に支援をお願いしたところ、総工費の半額にあたる自己資金の用途をつけて助成申請をするよう指示をいただきました。助成の審査に向けてなんとか2億円の資金を調達しなければなりません。

つきましては皆様にお力添えを賜りたくお願いを申し上げます次第です。喜多流能楽師から流友、また関係者が一丸となって資金調達に取り組んでまいります。

何卒主旨をご諒解の上、ご支援賜りますようお願い申し上げます。



公益財団法人十四世六平太記念財団 理事長
近衛 忠大

能楽を愛好する皆様、そして喜多流流友の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

喜多流の持つ舞台は明治26年飯田町に始まり、四谷そして現在は目黒の「十四世喜多六平太記念能楽堂」が本舞台となります。故十四世喜多六平太先生はご存命の間に三たび能楽堂建設に携わりましたが、早いものでお亡くなりになった2年後に竣工いたしました現在の能楽堂も来年(令和5年)には築50年を迎えることになりました。その間当能楽堂は、故喜多実先生はじめ幾多の名手の芸を支え、また幾多の喜多流能楽師の修練の場と、喜多流の象徴として存在してきました。能舞台自体は寺社仏閣と同じ造りであり平成19年に板を張り替えましたのでまだまだ現役です。しかしながらそれを囲む建物に寿命が迫りつつあります。

日本伝統芸能の筆頭である能楽文化と芸の保存・継承、発展を図るという使命を果たすうえで、能楽堂の改修は必要不可欠ですがコロナ禍や世界的な物価高により経済的な厳しさは増すばかりです。

昨年、現能楽堂を取り壊して土地の売却益にて集合住宅を建て、地下2階に能舞台を現状の半分の規模で収納しなければ存続不可能かもしれないとの報を受け、これも時代の流れであろうかと半ば諦めの境地でした。しかし各方面より現在の舞台構造・建物を取り壊すのは文化面において大変な損失であるとのご意見をいただきました。能楽堂存続のための自己資金を用意できれば、現在の能楽堂建設時にお世話になった日本財団様のご支援を受けた改修工事实施の可能性が出てまいりました。

我ら喜多流職分一同も乾坤一擲の覚悟で尽力する覚悟ですが、必要な資金は能楽を生業とするものにとってはあまりにも多額です。

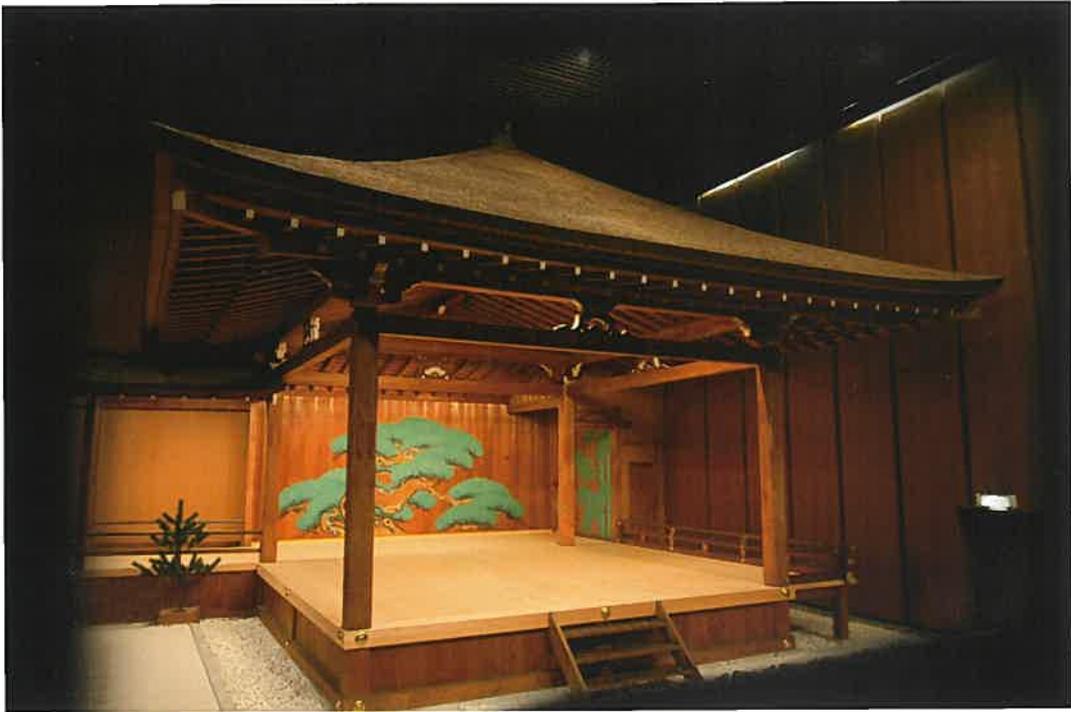
ここに伏して皆様方のご支援を賜りたく懇請申し上げます。

日々厳しい修練によって磨き上げた芸を、改装なった能楽堂にてご披露できる日が来るよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。



喜多流宗家預かり
友枝 昭世

喜多能楽堂の歴史



明治25年喜多流能楽会(のち喜多会と改称)結成後、大山巖邸舞台の払い下げを受け、明治26年飯田町に喜多舞台(鏡板揮毫 川辺御楯画伯)を建設したのがはじまりです。

大正12年の関東大震災により舞台は焼失しましたが、昭和2年侯爵浅野家別邸能舞台の寄贈を受け、四谷に新たに喜多能楽堂(鏡板揮毫 熊谷直彦画伯)を建設。

その後、昭和20年の東京大空襲で再び焼失しました。

戦後の混乱期を乗り越え、昭和30年には現在の地に喜多能楽堂(鏡板揮毫 江崎孝坪画伯、前田青邨画伯監修)を再建しました。

武家政治崩壊後、退潮の兆しを見せていた能楽界の復興に大きく貢献し、また絢爛にして変幻な芸風で大衆を魅了した故十四世喜多六平太の功績を記念し、昭和46年、舞台の維持と後継者の養成・公演事業の展開等を目的として財団が設立されました。

これを契機に昭和48年には能楽堂を改築し、平成8年には客席関係の一部改修、また平成19年には舞台の若返りとして床板の張り替え工事を行い、現在に至っています。



鏡板の松

昭和30年喜多能楽堂が再建されたときに鏡板を揮毫したのは江崎孝坪画伯、監修をしたのが昭和を代表する日本画家、前田青邨画伯(昭和30年文化勲章受章)です。太くせり上がった根元と豊かな枝振りは素朴さと気迫を旨とする喜多流の武士道的芸風にかなった力強さと重厚さを見事に象徴しています。

喜多能楽堂大規模改修計画

集客施設の基本的責務を果たすとともに、快適で誰にも開かれた公共財としての劇場を目指します。

【計画のねらいとポイント】

“安全で快適な開かれた劇場を実現する”

1

劇場という集客施設の
責任 を果たす

耐震補強、防水、安全対策等、集客施設としての基本的責任を果たすための工事を実施します。

2

劇場としての快適な
居住性 を実現する

豊かで満足できる観劇環境を整えるとともにバリアフリー対策も実施します。

3

劇場としての
汎用性 を拡大する

照明、音響設備を一新し、能楽ジャンルに止まらない利用者の拡大を図ります。

4

日常業務運営の
環境 を整備する

業務運営の合理化、利用者の利便性を考慮して館内環境を整えます。

工事概要

- 工期 2023年着工～約1年間予定
- スケジュール
2022年 設計契約、調査、設計、作図
2023年 入札仕様決定、書類作成、入札
監理契約、工事契約、着工
2024年 引渡
- 総工費 4億円
- 設計・監理
喜多能楽堂再生計画共同企業体
代表 / 株式会社 Hokamura Design
www.hokade.jp

喜多能楽堂大規模改修工事募金

ご寄付をいただいた方のお名前を、ご意向を確認のうえ銘板に刻印し喜多能楽堂にて永く顕彰させていただきます。

■ 期間	2022年10月～
■ 募金目標額	2億円
■ 募金の種別	個人の場合 1口 10,000円
	法人の場合 1口 100,000円

税制優遇措置

公益財団法人十四世六平太記念財団は「特定公益増進法人」に該当し、個人の皆様から頂いた寄附金は所得税法78条および法人税法37条4項該当の寄附金控除の対象となります。

個人の場合

1 または 2 どちらか有利な方を選ぶことができます。

1 寄附金控除(税額控除)額の計算

$$(\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{寄附金控除額}$$

※ 寄附金合計額は年間所得金額の40%が限度額となります。

※ 寄附金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

2 寄附金控除(所得控除)額の計算

$$(\text{寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄附金控除額}$$

※ 寄附金合計額は年間所得金額の40%が限度額となります。

※ 所得税率は年間の所得金額によって異なります。

個人住民税について

- 都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄附金が、個人住民税の軽減措置(寄附金控除)の対象となります。(全国一律ではありませんのでご注意ください。)
- 寄附金額から、2,000円を差し引いた額を元に、以下の条件で寄附金控除が受けられます。
 - ・ 都道府県指定の場合は4%が個人都道府県民税の税額控除となります。
 - ・ 市区町村指定の場合は、6%が個人市区町村民税の税額控除となります。
- 所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄附金控除も合わせて申告できます。上限額は、年間所得の30%までとなります。

法人の場合

寄附金は一般寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入することができます。

● 損金算入限度額の計算

$$(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2 = \text{損金算入限度額}$$

※ 資本金等の金額は、資本の金額と資本積立金の合計額を指します。

- 限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。
- 寄附金を損金に算入するには、確定申告書に寄附金額を記載し、寄附金の明細書と領収書または、公益財団法人の証明書をご提出ください。
- 詳しくはお近くの税務署、税理士までご確認ください。

寄附方法

クレジットカードで寄附

喜多能楽堂のホームページからクレジットカードでのご寄附が出来ます。

<http://kita-noh.com/> ▶▶▶



領収書の日付はクレジットカードでのご決済日ではなく、寄附金が決済代行会社から当財団へ入金された日付となります。

原則として毎月15日までのご決済は月末、16日以降月末までのご決済は翌月15日に当財団へ入金されます。

ご決済日から当財団への入金には最長3週間かかります。

12月以降にお申し込みを頂いた場合、領収書の日付が翌年になる可能性があります。

確定申告にて寄附金控除をご希望の場合は、予めご了承を頂きたくお願い申し上げます。

郵便振替で寄附

同封の郵便振替用紙に、必要事項をご記入の上お振り込みください。

領収書の日付はお支払された日付ではなく、寄附金が当財団へ入金された日付となります。

ご自身でお支払頂いた日から当財団への入金には数日かかります。

12月以降にお申し込みを頂いた場合、領収書の日付が翌年になる可能性があります。

確定申告にて寄附金控除をご希望の場合は、予めご了承を頂きたくお願い申し上げます。

税制優遇処置を受けるための領収書について

領収書発行お申し込み用紙への必要情報ご入力をお願い

当財団へのご寄附は税制優遇措置の対象となります。

お名前、ご住所等の情報を正確にご入力頂けないと、領収書として有効と認められず税制優遇を受けられない事があります。



公益財団法人 十四世六平太記念財団

〒141-0021 東京都品川区上大崎4-6-9

TEL : 03-3491-8813

FAX : 03-3491-8999

<http://kita-noh.com/>

